5AB04　特許ライセンス契約書

本契約は、（　）年（　）月（　）日、（　）法に基づき正当にたる営業所を（　）に有する（　）（本契約中にて以下「会社」き正当に設立され現存する法人でその主たる営業所を（　）に有「ライセンシー」と称する）との間で締結され、
以下のことを証する。
会社は、多年にわたる研究を通じて開発した（　）（本契約中における（　）特許 No.（　）、（　）特許出願 No.（　）、（特許 No.（　）（本契約中にて以下「特許」と称する）、並びに権利を所有及び管理しており、並びに
ライセンシーは、会社から、当該実施権を取得することを希望しよってここに、本契約により以下のとおり合意された。

第１条　定義
本契約中にて使用される場合、以下の用語は、以下の意味を有す
a)　「契約地域」の用語は、特許に基づく本契約中上に記載され占的に製造、販売及び使用できる（　）を意味するものとする。
b)　「正味販売価格」の用語は、契約品の総販売価格から、税金数量及び現金割引、並びに仲介手数料を差引いたものを意味する

第２条　実施権の付与
会社は、本契約中にて以下に規定される諸条件により、本契約期象とされる方法を実施するため、特許に基づいて契約品を製造、権をライセンシーに付与することに同意する。

第３条　技術情報
会社は、ライセンシーの要請により、並びに会社が妥当にそうすにおいて特許に基づき契約品をライセンシーが製造、使用及び販イセンシーに提供するものとする。
当該情報は、下記を含むものとする。
a)　材料データ
b)　部品の購入仕様書
c)　契約品に関する試験及び検査データ
d)　契約品の製造技術に関する技術指導書
e)　製造設備の取扱説明書と配置図
f)　生産計画
g)　品質管理データ

本契約締結日後で本契約第６条に規定されるイニシャルロイヤル
社は、契約品の製造、使用及び販売に必要な、利用可能なすべて
供するものとする。会社は、またライセンシーの妥当な要請によ
品に将来利用できるその他の設計図をライセンシーに提供するも
るすべての技術情報は、（　）工業規格に準拠しており、ライセ
意を得て、その地方の規格に合うように修正する責任を負うもの

第４条　その他の援助
会社は、ライセンシーにより提起され、本契約の範囲に属する技
べての質問に対して書面で速やかに会社が答えるような方法で、
特別の技術知識及び情報を提供するものとする。但し、当該質問
なものとし、並びに本契約の目的に従うものとする。

第５条　技術援助
1.　ライセンシーは、随時、会社の契約品製造技術の修得に関連
に要求することができ、その場合、会社は、ライセンシーに、要
すためにライセンシーの施設及び敷地を合理的な時期に訪れる合
配する。
2.　ライセンシーは、本契約に基づき技術者に発生する、（　）
びその他の交通手段の運賃、並びに（　）での身体的損傷につい
定されないすべての費用を負担するものとする。
3.　ライセンシーは、１人日につき手取り（　）の料率で会社に
日当に課され若しくは徴収されるいかなる性質の税金又は賦課金
担されるものとする。

第６条　イニシャルロイヤルティ
本契約中の他で規定される償還及び支払いに加えて、ライセンシ
締結後（　）日以内に支払われるべき、（　）の金額のイニシャ
ことに同意する。この金額は、いかなる理由によっても返還され

第７条　ランニングロイヤルティ
1.　ライセンシーは、契約品の構成部品が、本契約中にて付与さ
にてライセンシーによりすべて製造される場合、契約品の正味販
ロイヤルティを会社に支払うものとする。
2.　ライセンシーは、ライセンシーにより製造された構成部品と
でライセンシーが契約品を組立てた場合、ライセンシーが会社か
原価を差引いた正味販売価格の（　）％のランニングロイヤルテ
3.　ライセンシーが完成した契約品又はすべての構成部品を購入
らを組立てた場合、いかなるランニングロイヤルティも支払われ

4.　ライセンシーは、本契約第６条に規定のイニシャルロイヤルングロイヤルティを支払うものとする。

第８条　支払い
1.　本契約期間中の各暦年の（　）及び（　）後（　）日以内にき第７条に規定されるロイヤルティを会社に支払うものとする。
2.　本契約に従いライセンシーにより会社に対し行われるすべてれるものとし、（　）通貨の（　）への換算は、支払いが行われ準とするものとする。
3.　本契約に基づいてライセンシーにより支払われる金の支払遅延金額に対し年率（　）％の延滞利子を会社に支払うものとする

第９条　詳細な記録
ライセンシーは、本契約に基づいて支払われるロイヤルティを決つけることに同意する。ライセンシーは、会社の要請により、会社本契約日後の年度に関して、本契約に基づいて支払われたか又は又は決定するのに必要な記録を通常の営業時間中に閲覧し、検査

第 10 条　諸税、賦課金等
本契約中に記載されるすべての金額は、会社が受領する正味金額支払いについて、（　）政府又は当該国の州若しくは地方政府にゆる税金、賦課金等は、いかなる性質のものでもライセンシーに

第 11 条　工業所有権
1.　ライセンシーは、本契約期間又はその延長期間中、本契約に付与される特許又はその他の工業所有権についての効力又は所有に争わず、他者が争うことを援助しないことに同意する。
2.　第三者によりいずれかの特許に対する侵害又は侵害の虞れが手方当事者に速やかに通知するものとする。当該通知に基づき、制するために必要な処置をとるものとするが、但し、すべての必より速やかに話し合われ、決定されるものとする。

第 12 条　会社の責任
会社は、本契約に基づき、ライセンシーが特許に基づき製造した性又は適合性、或いは品質に関して責任を負わないものとする。

第 13 条　再実施権
ライセンシーは、会社の事前の書面による同意なくして、本契約いかなる権利も有しないものとする。

第 14 条　販売の促進
ライセンシーは、本契約に基づいて製造された契約品の契約地域
大するために、すべての妥当な努力をするものとする。

第 15 条　秘密保持
会社により与えられるすべての技術情報は、絶対的秘密とみなさ
意なくして、何人にも開示されないものとし、ライセンシーは、
その被雇用者に要求するものとし、事由又は理由のいかんを問わ
契約の終了又は解除の場合、ライセンシーによる当該技術情報の
権利は、終了するものとし、並びにライセンシーは、その後何ら
術情報に関するすべての記録を直ちに会社に返却するものとする

第 16 条　期間
本契約は、冒頭記載の日付で開始するものとし、（　）年間継続
年度の終了直後の（　）カ月中に、いずれの当事者も、本契約の
する旨の書面通知を相手方に与えることができる。当該通知受領
適用される条件及び期間につき誠実に協議することに同意する。

第 17 条　債務不履行
本契約のいずれかの当事者が本契約の諸条件について債務不履行
について相手方当事者が書面による通知を与えた後（　）日間債
能､解散､破産又はその業務の運営に影響を与える管財手続きに関
は何らかの理由によりその業務を中止した場合には､相手方当事
を終了する権利を有するものとする。当該終了は、当該終了時に
務に何ら影響を与えないものとする。本契約の終了は、いかなる
務を終了させないものとする。

第 18 条　通知
本契約に関連するすべての通知、召喚及び連絡は、ファックス又
られ、本契約中の上記で定める住所（又は、同一の方法で通知さ
送付又は郵送され、並びに英語によるものとする。

第 19 条　紛争の解決
本契約に関連して生じるすべての紛争は、（　）の（　）に基づ
る１名以上の仲裁人により、最終的に解決されるものとする。更
よって選定されるものとし、それらの仲裁人が彼等自身で主席仲
彼等が主席仲裁人につき合意できない場合、主席仲裁人は、（
することが、合意される。主席仲裁人は、いかなる場合であれ、

人間とする。仲裁裁判所は、最終的に決定を下すものとする。本
続きに合意しない限り、仲裁裁判所は、審問の後、決定を下すも
判断の理由を書面にて陳述するものとし、手続きの費用に関して
仲裁についての（　）民事訴訟法の規定が、適用されるものとす
味内における管轄裁判所は、（　）の地方裁判所とする。本契約
ける通知の本契約で与えられた当事者の住所への送達が有効且つ
意する。

第 20 条　不可抗力
本契約の全部又は一部の不履行又は履行遅滞が、直接若しくは間
命令、規制又は制限、火災、洪水、戦争、ストライキ又は労働紛
支配を超えた若しくはその他不可避の他の事故又は偶発事故に起
該履行又は履行遅滞につき責任を負わず、そのオプションで、本
履行又は解除することができる。

第 21 条　譲渡禁止
ライセンシーは、会社の書面による事前の同意なくして、合併又
に本契約又は契約に基づくいかなる権利も譲渡せず又は本契約に
のとする。

第 22 条　準拠法
本契約の効力及び解釈、並びに本契約当事者の法律関係は、（
る。

第 23 条　完全なる合意
本契約は、主たる事項に関して当事者間のすべての取決めの完全
して当事者間の現存するすべての合意に取って代わり、口頭で修
契約において規定されたもの以外、何らの表示、保証又は合意は

上記の証拠として、本契約当事者は、冒頭に記載の年月日でその
に署名させることにより、英文で２部作成された本契約を締結し
ライセンシー；
ライセンシーの名称（　）
署名欄（　）
署名者（　）、社長
証人；
署名欄（　）
署名者（　）
会社；

会社の名称（　）
署名欄（　）
署名者（　）、社長
証人；
署名欄（　）
署名者（　）